

特別養護老人ホーム 明心苑（ショートステイ） 利用料金表（1割負担）

※金額はあくまでも概算です。施設の体制及び制度改正等により変更となる場合があります。

令和6年8月1日現在  
(千葉県地域単価10.83円を乗算)

項目		要介護度	要介護1 (単位)	要介護2 (単位)	要介護3 (単位)	要介護4 (単位)	要介護5 (単位)
介護老人福祉施設短期入所者生活介護費 I			704	772	847	918	987
1ヶ月分(30日) ①			21,120	23,160	25,410	27,540	29,610
夜勤職員配置加算 II	18単位/日 ②		540				
介護職員処遇改善加算III		(①+②)×11.3%	2,448	2,678	2,932	3,173	3,407
<b>30日の小計金額(介護保険適用の1割負担分) A</b>			<b>26,109</b>	<b>28,567</b>	<b>31,280</b>	<b>33,847</b>	<b>36,342</b>
介護給付対象外サービス費 (介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費、居住費の負担軽減制度あり)	食費1,450円/日(30日)		43,500				
	ユニット型個室居住費 2,300円/日(30日)		69,000				
<b>30日の小計金額(全額自己負担分) B</b>			<b>112,500</b>				
<b>30日の合計金額(自己負担分) A+B</b>			<b>138,609</b>	<b>141,067</b>	<b>143,780</b>	<b>146,347</b>	<b>148,842</b>

その他加算・介護保険外での自己負担費用 (対象者のみ)			
病院受診代、薬代、歯科受診代	別途実費	送迎加算 (片道) 184単位	居宅と事業所間の送迎を行った場合 (1回)
その他の費用 (理美容)	実費相当分		
入居者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等の品物代	実費相当分		

介護保険負担限度額

段階	対象者	居住費	1ヶ月分料金 (30日)	食費	1ヶ月分料金 (30日)
第1	生活保護受給者	880円	26,400円	300円	9,000円
	老齢福祉年金受給者				
第2	前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	880円	26,400円	600円	18,000円
第3①	世帯全員 市民税非課税	1,370円	41,100円	1,000円	30,000円
第3②				1,300円	39,000円
第4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方	2,300円	69,000円	1,450円	43,500円

特別養護老人ホーム 明心苑（ショートステイ） 利用料金表（2割負担）

※金額はあくまでも概算です。施設の体制及び制度改正等により変更となる場合があります。

令和6年8月1日現在  
(千葉県地域単価10.83円を乗算)

項目		要介護度	要介護1 (単位)	要介護2 (単位)	要介護3 (単位)	要介護4 (単位)	要介護5 (単位)
介護老人福祉施設短期入所者生活介護費Ⅰ			704	772	847	918	987
1ヶ月分(30日) ①			21,120	23,160	25,410	27,540	29,610
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日 ②		540				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	(①+②)×11.3%		2,448	2,678	2,932	3,173	3,407
<b>30日の小計金額(介護保険適用の2割負担分) A</b>			<b>52,217</b>	<b>57,135</b>	<b>61,390</b>	<b>67,694</b>	<b>72,684</b>
介護給付対象外サービス費 (介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費、居住費の負担軽減制度あり)	食費1,450円/日(30日)		43,500				
	ユニット型個室居住費 2,300円/日(30日)		69,000				
<b>30日の小計金額(全額自己負担分) B</b>			<b>112,500</b>				
<b>30日の合計金額(自己負担分) A+B</b>			<b>164,717</b>	<b>169,635</b>	<b>173,890</b>	<b>180,194</b>	<b>185,184</b>

その他加算・介護保険外での自己負担費用 (対象者のみ)			
病院受診代、薬代、歯科受診代	別途実費	送迎加算(片道) 184単位	居宅と事業所間の送迎を行った場合(1回)
その他の費用(理美容)	実費相当分		
入居者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等の品物代	実費相当分		

介護保険負担限度額

段階	対象者		居住費	1ヶ月分料金(30日)	食費	1ヶ月分料金(30日)
第1	生活保護受給者		880円	26,400円	300円	9,000円
	老齢福祉年金受給者					
第2	世帯全員 市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	880円	26,400円	600円	18,000円
第3①		前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超え120万円以下の方	1,370円	41,100円	1,000円	30,000円
第3②		前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円を超える方			1,300円	39,000円
第4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方		2,300円	69,000円	1,450円	43,500円

特別養護老人ホーム 明心苑（ショートステイ） 利用料金表（3割負担）

※金額はあくまでも概算です。施設の体制及び制度改正等により変更となる場合があります。

令和6年8月1日現在  
(千葉県地域単価10.83円を乗算)

項目		要介護度	要介護1 (単位)	要介護2 (単位)	要介護3 (単位)	要介護4 (単位)	要介護5 (単位)
介護老人福祉施設短期入所者生活介護費 I			704	772	847	918	987
1ヶ月分(30日) ①			21,120	23,160	25,410	27,540	29,610
夜勤職員配置加算 II	18単位/日 ②		540				
介護職員処遇改善加算 III		(①+②)×11.3%	2,448	2,678	2,932	3,173	3,407
<b>30日の小計金額(介護保険適用の3割負担分) A</b>			<b>78,326</b>	<b>85,702</b>	<b>92,084</b>	<b>101,541</b>	<b>109,027</b>
介護給付対象外サービス費 (介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費、居住費の負担軽減制度あり)	食費1,450円/日(30日)		43,500				
	ユニット型個室居住費 2,300円/日(30日)		69,000				
<b>30日の小計金額(全額自己負担分) B</b>			<b>112,500</b>				
<b>30日の合計金額(自己負担分) A+B</b>			<b>190,826</b>	<b>198,202</b>	<b>204,584</b>	<b>214,041</b>	<b>221,527</b>

介護保険外での自己負担費用 (対象者のみ)			
病院受診代、薬代、歯科受診代	別途実費	送迎加算(片道) 184単位	居宅と事業所間の送迎を行った場合(1回)
その他の費用 (理美容)	実費相当分		
入居者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等の品物代	実費相当分		

介護保険負担限度額

段階	対象者	居住費	1ヶ月分料金(30日)	食費	1ヶ月分料金(30日)
第1	生活保護受給者	880円	26,400円	300円	9,000円
	老齢福祉年金受給者				
第2	前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	880円	26,400円	600円	18,000円
第3①	世帯全員 市民税非課税	1,370円	41,100円	1,000円	30,000円
第3②				1,300円	39,000円
第4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方	2,300円	69,000円	1,450円	43,500円

# 特別養護老人ホーム 明心苑(予防) ショートステイ利用料金表

令和6年8月1日現在

## <短期入所生活介護サービス費>

(1日あたりの単位数)

要介護度	要支援 1	要支援 2
短期入所施設サービス費	529	656
介護職員処遇改善加算【Ⅲ】	60	74
合計金額(1日あたり)	¥638	¥791

※千葉県は3級地の地域単価(10.83円/1単位)で計算しています。上記は1割負担の場合の参考金額であり、負担割合が2割以上の場合には「2」若しくは「3」を乗じた額が1日当たりの施設サービス費となります。

## <居住費・食費>

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	¥880
	第2段階	¥880
	第3段階	¥1,370
	第4段階	¥2,300
食費	第1段階	¥300
	第2段階	¥600
	第3段階①	¥1,000
	第3段階②	¥1,300
	第4段階	¥1,450

※食費内訳 (朝食：330 昼食：520 おやつ：100 夕食：500)

## 1日あたりの利用料金目安

(単位：円)

要介護度	要支援 1	要支援 2	
合計	第1段階	¥1,818	¥1,971
	第2段階	¥2,118	¥2,271
	第3段階①	¥3,008	¥3,161
	第3段階②	¥3,308	¥3,461
	第4段階	¥4,388	¥4,541
(2割負担)	¥5,026	¥5,332	
(3割負担)	¥5,664	¥6,123	

※上記の「段階」とは、介護保険負担限度額認定証上の区分となります。介護保険負担限度額認定を受けるには市役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。また、配置基準、制度改定により変更になることがございますので、ご了承ください。

機能訓練指導体制加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの（1日につき）
個別機能訓練加算	56単位	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。（1日につき）
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。（1日につき）
医療連携強化加算	58単位	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。（1日につき）
看護体制加算【Ⅰ】	4単位	常勤の看護師を1名以上配置している事。（1日につき）
看護体制加算【Ⅱ】	8単位	看護職員の数が常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である事。（1日につき）
送迎加算（片道）	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。（1回につき）
緊急短期入所受入加算	90単位	緊急に短期入所生活介護を受ける必要があるの者を緊急利用として受け入れた場合。（1日につき）
療養食加算	8単位	医師の指示による特別食が提供される場合。（1回につき）
認知症専門ケア加算【Ⅰ】	3単位	認知高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が利用者の100分の50以上。 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が20人未満の場合は1人以上、20人以上の場合は1に、当該対象者数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置する。
認知症専門ケア加算【Ⅱ】	4単位	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をする。
生活機能向上連携加算【Ⅰ】	100単位	訪問通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。【Ⅰ】は三ヶ月一回を限度に算定。
生活機能向上連携加算【Ⅱ】	200単位	【Ⅰ】を算定要件に【Ⅱ】は月単位で算定
在宅中重度受入加算 イ・ロ・ハ・ニ		利用していた訪問看護事業所に、利用者の健康管理を行わせた場合。 イ：421単位・ロ：417単位・ハ：413単位・ニ：425単位
サービス提供体制強化加算 【Ⅰ】・【Ⅱ】・【Ⅲ】	【Ⅰ】 6単位 【Ⅱ】 18単位 【Ⅲ】 22単位	【Ⅰ】 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上。 【Ⅱ】 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上。又は、看護・介護職員総数のうち常勤の者の占める割合が100分の75以上。又は、直接処遇職員のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上。 【Ⅲ】 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上。又は、看護・介護職員総数のうち常勤の者の占める割合が100分の75以上。又は、直接処遇職員のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上。

※その他、新たに加算を算定させていただく場合には事前にお知らせ致します。

※その他の費用について

○緊急時の病院受診代、歯科受診代、理美容代、私物洗濯代等。

○利用者の希望する趣味・嗜好品の飲食代。レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。